

瀬戸市文化財保護条例施行規則をここに公布する。

令和6年10月10日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第40号

瀬戸市文化財保護条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、瀬戸市文化財保護条例（昭和47年瀬戸市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定調書)

第2条 条例第6条第1項に規定する市指定文化財の指定を受けようとする者は、指定調書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

(指定及び認定の通知)

第3条 条例第6条第5項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 種別及び名称
- (2) 員数
- (3) 所有者若しくは権原に基づく占有者若しくは保持者として認定しようとする者の氏名若しくは名称及び住所又は保持団体として認定しようとするものの名称、事務所の所在地及び代表者の氏名
- (4) 指定又は認定の年月日
- (5) その他参考となる事項

(認定書の交付)

第4条 市長は、条例第6条第2項の規定により市指定無形文化財の保持者又は保持団体を認定したときは、当該保持者又は保持団体に対し認定

書（第2号様式）を交付するものとする。

（指定書）

第5条 条例第6条第7項の規定により市長が所有者に交付する指定書は、第3号様式によるものとする。

（指定書等の再交付）

第6条 有形の市指定文化財（条例第6条第5項に規定する有形の市指定文化財をいう。以下同じ。）の所有者又は市指定無形文化財の保持者若しくは保持団体は、指定書又は認定書を滅失し、損傷し、亡失し、若しくは盗み取られたときは、指定書（認定書）再交付申請書（第4号様式）を市長に提出し、再交付を申請することができる。

（指定及び認定の解除の通知等）

第7条 条例第7条第4項で準用する条例第6条第5項の規定による解除の通知及び条例第7条第6項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 種別及び名称
- (2) 員数
- (3) 所有者若しくは権原に基づく占有者若しくは保持者若しくは保持者として認定されていた者の氏名若しくは名称及び住所又は保持団体若しくは保持団体として認定されていたものの名称、事務所の所在地及び代表者（保持団体が解散した場合には、代表者であった者）の氏名
- (4) 指定又は認定の解除の年月日
- (5) 指定又は認定の解除の理由
- (6) その他参考となる事項

（管理責任者選任等の届出）

第 8 条 条例第 8 条第 3 項の規定による届出は、管理責任者選任（解任）届（第 5 号様式）を市長に提出して行わなければならない。

（標識）

第 9 条 条例第 8 条の 2 の規定により設置する標識は、石造りとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもって設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次の各号に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

- (1) 瀬戸市指定史跡、瀬戸市指定名勝又は瀬戸市指定天然記念物の別及び名称
- (2) 瀬戸市の文字（所有者又は管理責任者の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）
- (3) 指定年月日
- (4) 建設年月日

（説明板）

第 10 条 条例第 8 条の 2 の規定により設置する説明板には、次の各号に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

- (1) 瀬戸市指定史跡、瀬戸市指定名勝又は瀬戸市指定天然記念物の別及び名称
- (2) 指定年月日
- (3) 指定の理由
- (4) 説明事項
- (5) 保存上注意すべき事項
- (6) その他参考となる事項

2 前項の説明板には、指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。

ただし、地域の定めがない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

(標柱及び注意札)

第11条 前条第1項第4号又は第5号に掲げる事項が指定に係る地域内の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意しなければならない事項を記載した注意札を設置するものとする。

(境界標)

第12条 条例第8条の2の規定により設置する境界標は、石造り又はコンクリート造りとする。

2 前項の境界標は、13センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは、30センチメートル以上とする。

3 第1項の境界標の上面には指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には瀬戸市指定史跡境界、瀬戸市指定名勝境界又は瀬戸市指定天然記念物境界の文字及び瀬戸市の文字を彫るものとする。

4 第1項の境界標は、当該指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

(標識等の形状等)

第13条 第9条から前条までに定めるもののほか、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該市指定史跡名勝天然記念物(条例第6条第1項に規定する市指定史跡名勝天然記念物をいう。以下同じ。)の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう所有者が定めるものとする。

(囲柵その他の施設)

第14条 条例第8条の2の規定により設置する囲柵その他の施設について

ては、前条の規定を準用する。

(現状変更等)

第15条 条例第8条の3第1項の規定による許可を受けようとする者は、現状変更等許可申請書兼現状変更等届(第6号様式。以下「現状変更等許可申請書兼届」という。)を市長に提出しなければならない。

2 条例第8条の3第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)が終了したときは、速やかにその旨を市長に報告するものとする。

3 条例第8条の3第5項の規定による届出は、現状変更等許可申請書兼届を市長に提出して行わなければならない。

第16条 条例第8条の3第1項ただし書の規定による現状変更の許可を受けることを要しない維持の措置の範囲は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 有形の市指定文化財(市指定有形民俗文化財を除く。以下本条において同じ。)が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該有形の市指定文化財をその指定当時の原状(指定後において現状変更の許可を受けたものについては、当該現状変更後の原状)に復するとき。

(2) 有形の市指定文化財が毀損し、又は衰亡している場合において、当該毀損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

(3) 市指定史跡名勝天然記念物の一部が毀損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(条例第9条の届出)

第17条 条例第9条の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、

それぞれ当該各号に定める様式により行わなければならない。

- (1) 条例第9条第1項第1号の規定による届出 所有者変更届（第7号様式）
- (2) 条例第9条第1項第2号の規定による届出 所有者（管理責任者）氏名等変更届（第8号様式）
- (3) 条例第9条第1項第3号の規定による届出 滅失・損傷等届（第9号様式）
- (4) 条例第9条第1項第4号の規定による届出 土地異動等届（第10号様式）
- (5) 条例第9条第2項第1号の規定による届出 所在場所変更届（第11号様式）
- (6) 条例第9条第2項第2号の規定による届出 修理（復旧）届（第12号様式）
- (7) 条例第9条第3項第1号の規定による届出 保持者（保持団体）氏名（名称）等変更届（第13号様式）
- (8) 条例第9条第3項第2号及び同項第3号の規定による届出 保持者（保持団体）状況届（第14号様式）

2 条例第9条第2項第2号の規定による届出を行った者は、当該届出に係る修理又は復旧が終了したときは、速やかにその旨を市長に報告するものとする。

第18条 条例第9条第2項ただし書の規定による届出を要しない場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第8条の3第1項の規定による許可を受けて行う現状変更等のために所在の場所を変更しようとするとき。
- (2) 条例第8条の3第5項の規定による届出をして行う現状変更等のた

めに所在の場所を変更しようとするとき。

(3) 条例第9条第2項第2号の規定による届出をして行う修理等のために所在の場所を変更しようとするとき。

(4) 条例第10条の規定による補助を受けて行う管理、修理、公開等のために所在の場所を変更しようとするとき。

(5) 条例第11条の規定による勧告等を受けて行う管理、修理等のために所在の場所を変更しようとするとき。

(6) 条例第12条の規定による勧告を受けて行う公開等のために所在の場所を変更しようとするとき。

(7) 条例第8条の3第1項の規定による許可、条例第10条の規定による補助、条例第11条の規定による勧告等又は条例第12条の規定による勧告を受けて修理又は復旧を行うとき。

2 条例第9条第2項ただし書の規定による事後に届け出ることをもって足りる場合は、火災、震災その他の災害に際し所在の場所を変更しようとするときその他所在の場所を変更するについて緊急やむを得ない事由があるときとする。

(文化財保護審議会)

第19条 瀬戸市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長及び副会長の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第20条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの会議は、市長

が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 2 1 条 審議会の庶務は、経済文化部文化課において処理する。

(委任)

第 2 2 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日前に瀬戸市文化財保護条例施行規則を廃止する規則(令和 6 年瀬戸市教育委員会規則第 8 号)による廃止前の瀬戸市文化財保護条例施行規則(昭和 5 2 年瀬戸市教育委員会規則第 1 号)の規定によりなされた申請、届出、交付その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

第 1 号様式（第 2 条関係）

指 定 調 書		年 月 日
<p>（宛先）瀬戸市長</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">〔名称及び〕 〔代表者氏名〕</p> <p style="text-align: center;">市指定有形文化財 市指定無形文化財 市指定有形民俗文化財 市指定無形民俗文化財 の指定を 市指定史跡 市指定名勝 市指定天然記念物</p> <p>瀬戸市文化財保護条例の規定による</p> <p>受けたいので、次のとおり提出します。</p>		
種 別		員 数
名 称		
所 在 の 場 所		
所有者等の氏名（名称）及び住所		
現状（品質、形状、構造、重量、大きさ、地積等）		
由 来 及 び 沿 革		
徴証、伝説、作者等		
その他参考となる事項		
<p>（添付書類）</p> <p>1 現状の写真又は図面</p> <p>2 地積図（史跡、名勝又は天然記念物の場合）</p> <p>3 当該文化財の重要性及び保護の必要性を示す参考書類</p>		

第 2 号様式（第 4 条関係）

（表）

第 号
認 定 書
様〔保持団体にあつては、〕 〔名称及び代表者氏名〕
（芸名、雅号等）
瀬戸市文化財保護条例第 6 条第 2 項の規定により瀬戸市指定無形文化財
の 保持者 として認定する。 保持団体
年 月 日
瀬戸市長印

（裏）

指定の要件	
保持者の住所又は保持団体の 事務所の所在地	交付又は再交付の年月日

第 3 号様式（第 5 条関係）

（表）

第	号	指 定 書	
名 称			
特記すべき事項			
上記を瀬戸市文化財保護条例第 6 条第 1 項の規定により瀬戸市指定		有形文化財 有形民俗文化財 史跡 〃 名勝 天然記念物	
指定する。			
年 月 日			
瀬戸市長印			

（裏）

所 有 者	所有者の住所	所在の場所 (指定地域)	交付、再交付又は 変更の年月日

（注意）

- 1 所有者に変更があったときは、この指定書を新所有者に引き渡すこと。
- 2 指定が解除されたときは、この指定書を市長に返還すること。
- 3 この指定書は、大切に保管すること。

第4号様式（第6条関係）

指定書（認定書）再交付申請書	
年 月 日	
（宛先）瀬戸市長	
住 所 氏 名 〔名称及び〕 〔代表者氏名〕	
指定書（認定書）を次のとおり滅失し（損傷し・亡失し・盗み取られ）ましたので、再交付してください。	
種 別	
名 称	
指 定（認 定） 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
滅失等の状況	
その他参考となる事項	

第5号様式（第8条関係）

管理責任者選任（解任）届

年 月 日

（宛先）瀬戸市長

住 所

氏 名

〔名称及び〕
〔代表者氏名〕

管理責任者を次のとおり選任（解任）しました。

種 別		
名 称		
管 理 責 任 者	住 所	
	氏 名	
選任（解任） 年 月 日	年 月 日	
選任（解任） 理 由		
その他参考と なる事項		

第 6 号様式（第 1 5 条関係）

現状変更等許可申請書 兼現状変更等届	
年 月 日	
（宛先）瀬戸市長	
住 所 氏 名 （ 名 称 及 び ） （ 代 表 者 氏 名 ）	
市指定文化財の現状変更（保存に影響を及ぼす行為）を次のとおり 行いたいので 許可してください。 行います。	
種	別
名	称
指 定 年 月 日 及 び 番 号	
年 月 日 第 号	
所 有 者	住 所
	氏 名 （ 名 称 ）
管 責 任 者	住 所
	氏 名
現状変更等を必要とする理由	
現状変更等の内容及び実施方法	
現状変更等の実施予定期間	
年 月 日 から 年 月 日まで	
工 施 行 事 者	住 所
	氏 名 （ 名 称 ）
所 在 の 場 所	着 手 前
	施 行 中
	終 了 後
その他参考となる事項	
（添付書類） 1 現状変更等の設計仕様書及び設計書 2 現状変更等をしようとする箇所の写真又は見取図 3 所有者等の承諾書（許可申請者又は届出者が所有者等以外の者である場合）	

第 8 号様式（第 1 7 条関係）

所有者（管理責任者）氏名等変更届 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 年 月 日 </div>	
（宛先）瀬戸市長 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> 住 所 氏 名 〔 名 称 及 び 〕 〔 代 表 者 氏 名 〕 </div>	
有形の市指定文化財の所有者（管理責任者）の氏名（名称・住所）を次のとおり変更しました。	
種	別
名	称
指 定 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
変 更 前	住 所
	氏 名 （ 名 称 ）
変 更 後	住 所
	氏 名 （ 名 称 ）
変 更 年 月 日	年 月 日
その他参考となる事項	
（添付書類） 所有者に係る変更の場合は、指定書	

第9号様式（第17条関係）

滅失・損傷等届

年 月 日

(宛先) 瀬戸市長

住 所

氏 名

〔名称及び
代表者氏名〕

有形の市指定文化財が次のとおり滅失し（損傷し・亡失し・盗み取られ）ました。

種 別	
名 称	
指定年月日及び番号	年 月 日 第 号
所 在 の 場 所	
所 有 者	住 所
	氏 名 (名 称)
滅失等の事実の生じた年月日	年 月 日
発 見 年 月 日	年 月 日
滅 失 等 の 状 況	
発 見 後 の 措 置	
その他参考となる事項	
(添付書類) 滅失等の状態を示す写真又は図面	

第10号様式（第17条関係）

土 地 異 動 等 届

年 月 日

（宛先）瀬戸市長

住 所

氏 名

〔 名 称 及 び 〕
〔 代 表 者 氏 名 〕

有形の市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地の所在（地番・地目・地積）について、次のとおり異動（変更）がありました。

種 別	
名 称	
指定年月日及び番号	年 月 日 第 号
所 有 者	住 所
	氏 名
異 動 （ 変 更 ） 前	
異 動 （ 変 更 ） 後	
異動（変更）年月日	年 月 日
異動（変更）の理由	
その他参考となる事項	
(添付書類) 指定書	

第 1 1 号様式（第 1 7 条関係）

所 在 場 所 変 更 届	
年 月 日	
（宛先）瀬戸市長	
住 所 氏 名 （ 名 称 及 び ） 代 表 者 氏 名	
有形の市指定文化財の所在の場所を次のとおり変更します。	
種	別
名	称
指 定 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
所 有 者	住 所
	氏 名
変 更 前	
変 更 後	
変 更 年 月 日	
年 月 日	
変 更 の 理 由	
その他参考となる事項	
（添付書類） 指定書	

第 1 2 号様式（第 1 7 条関係）

修 理（復 旧） 届		年 月 日
（宛先）瀬戸市長 住 所 氏 名 { 名称及び 代表者氏名 }		
有形の市指定文化財の修理（復旧）を次のとおり行います。		
種 別		
名 称		
指定年月日及び番号	年 月 日 第 号	
所 有 者	住 所	
	氏名（名称）	
管 責 任 理 者	住 所	
	氏 名	
修理（復旧）を必要とする理由		
修理（復旧）の内容及び実施方法		
修理（復旧）予定期間		年 月 日から 年 月 日まで
施 行 者	住 所	
	氏 名	
所 在 の 場 所	着 手 前	
	施 行 中	
	終 了 後	
その他参考となる事項		
1 設計仕様書及び設計図 2 修理（復旧）しようとする箇所の写真又は見取図		

第 1 3 号様式（第 1 7 条関係）

保持者（保持団体）氏名（名称）等変更届 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> （宛先）瀬戸市長 住 所 氏 名 〔 名 称 及 び 〕 〔 代 表 者 氏 名 〕 市指定無形文化財の保持者（保持団体）の氏名・住所（名称・事務所の所在地・代表者）を次のとおり変更しました。		
名 称		
認定年月日及び番号	年 月 日 第 号	
変更前	住 所 （事務所の所在地）	
	氏 名 〔 名 称 及 び 〕 〔 代 表 者 氏 名 〕	
変更後	住 所 （事務所の所在地）	
	氏 名 〔 名 称 及 び 〕 〔 代 表 者 氏 名 〕	
変 更 年 月 日	年 月 日	
その他参考となる事項		

第14号様式（第17条関係）

保持者（保持団体）状況届 年 月 日 （宛先）瀬戸市長 住 所 氏 名 〔名称及び〕 〔代表者氏名〕 市指定無形文化財の保持者は、次のとおり心身に故障を生じ（死亡し） 保持団体は、次のとおり構成員の異動を生じ（解散し） ました。	
名 称	
認定年月日及び番号	年 月 日 第 号
保 持 団 体 者	住 所 （事務所の所在地）
	氏 名 〔名称及び〕 〔代表者氏名〕
原因が生じた年月日	年 月 日
原因が生じた理由等	
その他参考となる事項	